

2 動物愛護等啓発事業

(1) 動物の譲渡事業

「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨及び動物愛護の基本理念を踏まえ、生命尊重及びモラルの向上を図り、県民に適正飼養及び動物愛護精神を普及させることを目的として、センターに収容した動物を新たな飼い主に譲渡している。

平成 28 年度からは、譲渡にかかる各ボランティア（③を参照）の協力を得て行っている。

①譲渡頭数（頭・匹）

		個人譲渡	譲渡ボランティア	総数
犬	成	2 1	0	2 1
	幼	2 9	1	3 0
	小計	5 0	1	5 1
猫	成	1 4	2 3	3 7
	幼	1 0 1	4 6	1 4 7
	小計	1 1 5	6 9	1 8 4
合計		1 6 5	7 0	2 3 5

*「幼」とは収容時に生後 90 日齢以下であったもの(推定含む)

②飼い方講習会（開催数及び受講者数）

譲渡を受けるに際しては、『飼い方講習会』の受講を必須としている。なお、平成 21 年度から県立保健所等においても『出張飼い方講習会』を実施している。

	開催場所	回数	受講者数 (組)
出張	橋本保健所	2	5
	岩出保健所	2	7
	海南保健所	2	4
	湯浅保健所	2	4
	御坊保健所	2	5
	田辺保健所	1	1 1
	新宮保健所	1	7
	新宮保健所串本支所	2	8
			1 4
動物愛護センター		3 6	2 1 7
動物愛護センター（個別対応）		2 4	2 4
動物愛護センター（リモート）		1 5	1 5
合計		8 9	3 0 7

③譲渡にかかるボランティア制度

ボランティアとして活動を行おうとする者は、ボランティア講習会（随時開催）をあらかじめ受講し、活動したいボランティアの種別ごとに登録を行う。

・譲渡ボランティア

センターに收容された犬又は猫を譲り受け、新たな飼い主を非営利目的で探す活動を行うボランティア。平成28年6月から開始した。

・ミルクボランティア

県立保健所やセンターに收容された自力で摂食できない授乳期の犬又は猫を育成するボランティア。平成28年6月から開始した。

・一時預かりボランティア

センターに收容された犬又は猫を、その動物の社会化を図るためなどに一時的に預かるボランティア。平成29年7月から開始した。

・ボランティアへの譲渡・一時預け頭数（一部再掲）

種別	譲渡・一時預け頭数（再掲）		
	犬	猫	計
譲渡	1	69	70
ミルク	3	95	98
一時預かり	0	0	0

（令和3年3月31日現在）

④譲渡後のフォロー、「わうくらぶ」との協働

センターから犬猫の譲渡を受けた方を対象に、譲渡後のフォローとして、飼い方相談を行っている。

また、センターから譲渡された飼い主が平成19年3月に立ち上げたサークル「わうくらぶ」が、譲渡者同士の交流や会報による情報提供などを行っている。

a. 飼い方相談

参加数 0組

b. わうくらぶ

・会員数 令和3年6月末 63組

・会報 年2回発行

・里帰り運動会 令和2年11月23日 12組参加